

東京都・埼玉県条例の 二段階規制強化について

2005年1月27日

日本ロジテム(株)

三浦 俊男

東京都・埼玉県のトラック規制強化(H18.4より)

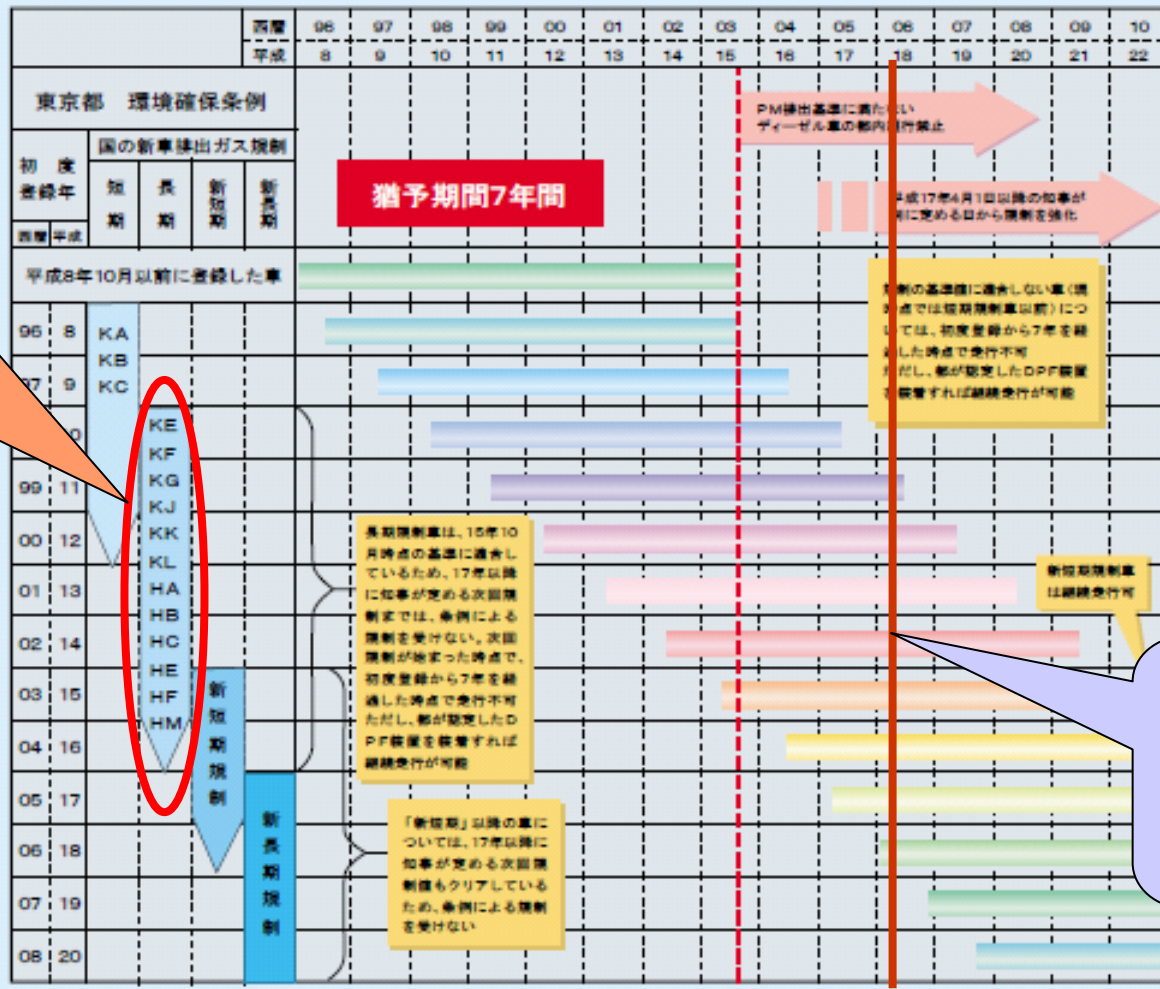
二〇〇六・四・一以降
触媒・DPF必要

三井物産
DPF2万台

該当車両
都:4万台
埼玉:2.5万台

事例3 平成9(1997)年以降に初度登録した長期規制車(KE~KL、HA~HM)
平成15年10月の規制値をクリアしているため、規制開始以降も都内走行が可能です。ただし、平成17年4月以降の知事が別に定める日から規制値が強化された場合、初度登録から猶予期間7年を経過した時点で、都内を走行することができなくなります。

※上記3事例とも、知事が指定したDPF装置を装着すれば、都内を走行することが可能です。



二段階規制強化
2006.4.1

車両総重量3.5t超の排ガス規制推移

規制区分	型式	1994年	1995	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	
		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
平成6年規制 (短期規制)	KC	NOx: 6.0g/Kwh以下 PM: 0.7g/Kwh以下					併売期間									
平成10年規制 (長期規制 12t以下)	KK					NOx: 4.5g/Kwh以下 PM: 0.25g/Kwh以下										
平成11年規制 (長期規制 12t超)	KL							NOx: 4.5g/Kwh以下 PM: 0.25g/Kwh以下								
新短期規制 (車両総重量 12t以下)	KR											NOx: 3.38g/Kwh以下 PM: 0.18g/Kwh以下				
新短期規制 (車両総重量 12t超)	KS											NOx: 3.38g/Kwh以下 PM: 0.18g/Kwh以下				
新長期規制														NOx: 2.0g/Kwh以下 PM: 0.027g/Kwh以下		

500PPM
軽油
1992~

50PPM
軽油
2003.4~

10PPM
軽油
2005.1

NOx・PM法 施行
短期規制(KC)以前の
車両が規制対象(車検が取れない)
(猶予期間 9年)

都条例 施行
短期規制(KC)以前の
車両が規制対象(通行不可)
(猶予期間 7年)
注.PMのみを規制対象としている

都条例 規制値強化
長期規制(KK・KL)以前
車両が規制対象
(猶予期間 7年)
注.PMのみを規制対象としている

注.DPF(250万円位)酸化触媒(40~50万円位)を取り付け都条例をクリアしても、NOx・PM法のNOx規制値をクリア出来ないの
法の猶予期間期限後には、廃車しなければならない現状です。

18年4月以降の新たな規制強化

- 平成10年規制車（長期規制車：型式KC～KL）も触媒等を付けないと都内・埼玉県を通行出来ない。
- 平成15年10月施行のNO_x・PM法・都条例等をクリアする為に、施行時に猶予期間を過ぎてしまう車両については、前年の平成14年度より代替や触媒取付等の対応を行った。
しかし、大型の新短期規制合格車の発売は、平成15年8月三菱ふそう自動車が一番手である。それまで新短期規制適合車に代替できていない。
- この規制強化により、平成14年15年に代替した大型のほとんどの車両に、7年経過後には、触媒等の取付が必要となる。

東京都・埼玉県のトラックの合格ステッカー



平成15年規制をクリア



平成17年規制をクリア

DPF・酸化触媒の能力によりカテゴリー1～5までの5種類の減少装置がある。上記左のステッカー車両は、新たなDPF等に付け直す必要があります。

トラックの使用年数

また、国内で新車として登録されてから抹消登録されるまでの期間の平均(平均使用年数:人間の平均寿命に相当する)は普通貨物車の場合、90年代の10.5年前後に対して、近年、12年超と長期化しており(図4)、厳しい経済状況の中でユーザーが、少しでも長く車両を使用する傾向が現れているものと推測される。

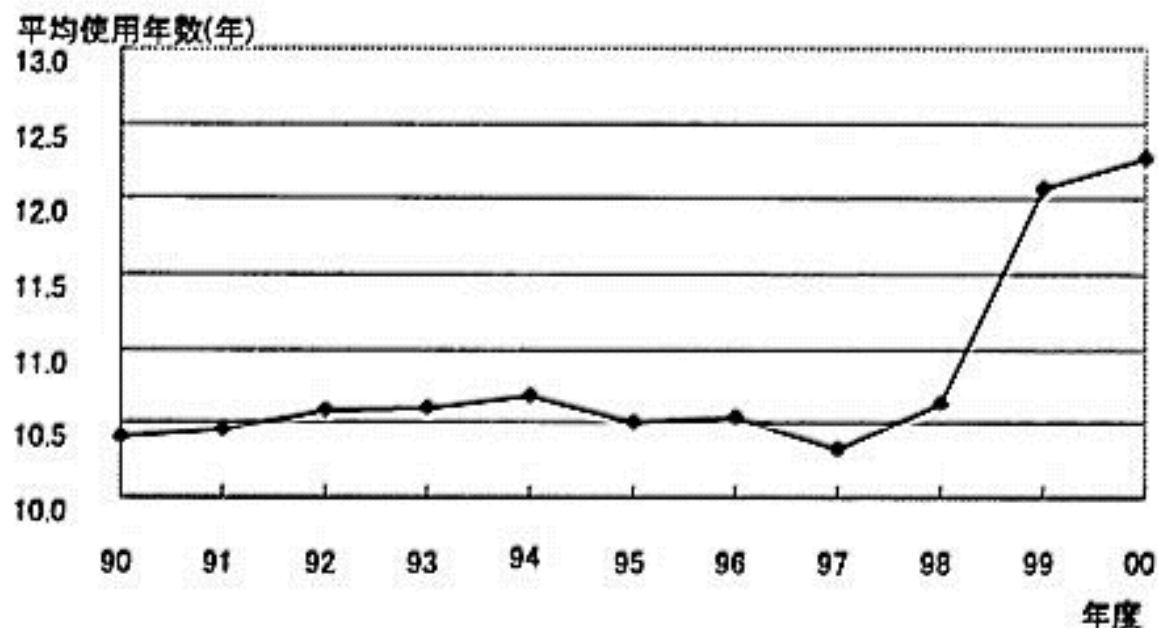


図4 普通貨物車の平均使用年数推移

出典:「平成13年度 わが国の自動車保有動向」(財)自動車検査登録協力会 発行